

岡崎市障がい者団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者団体の事業実施を促進し、もって福祉の増進を図るため、障がい者団体が行う障がい者に対する支援事業に対し予算の範囲内において岡崎市障がい者団体補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「障がい者団体」とは、岡崎市障がい者福祉団体連合会(以下「連合会」という。)並びに岡崎市に居住する障がい者及びその家族で組織し、会員相互の親睦を深め各種の事業を継続的、計画的に行い自立更生と社会生活への適応性を高め、福祉の増進を図ることを目的とした組織と市長が認め、連合会に加盟している団体(以下「加盟団体」という。)をいう。

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則(昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の交付を申請することができる者は、障がい者団体の代表者とする。

(対象事業)

第5条 補助金は、次に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)に対して交付するものとする。

- (1) 障がい者団体の活動内容を広く周知するための事業
- (2) 障がい者団体間の団結を図り、当該団体に共通する課題を解決するための事業
- (3) 障がい者及びその家族の交流を深めるための事業
- (4) その他障がい者に関する事業

(補助金額)

第6条 補助金の額は、別表に定める補助対象事業項目に対し、規定により算出された額の合計額とする。

2 別表に定める会員数は、4月1日現在人員とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、使用料及び賃借料、負担金等とし、次に掲げる経費は対象外経費とする。

- (1) 娯楽だけのための事業(親睦会や観光・親睦旅行、忘・新年会等)及びそれらに供する旅費、飲食費
- (2) 社会通念上対象事業及び補助対象経費としてふさわしくないと考えられるも

の

ア 慶弔費及び交際費

イ 本人負担とすることが適当であるもの

ウ 個人の利益となるような物品等に係る経費

(3) その他補助対象として適当と認められない経費

(端数処理)

第8条 第6条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請)

第9条 補助金の交付の申請には、市費補助金等交付申請書(様式第1号)に補助対象事業に係る収支予算書及び事業計画書を添付し、事業に着手する前に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第10条 交付決定後に補助事業の交付申請内容を変更しようとする場合は、市費補助金等変更交付申請書(様式第2号)に補助対象事業に係る収支予算書及び事業計画書を添付し、速やかに提出するものとする。ただし、補助金額を増額する場合は、別表の補助基準額の範囲内において変更交付を申請することができるものとする。

(実績報告)

第11条 実績報告には、市費補助事業等実績報告書(様式第3号)に補助対象事業に係る収支決算書及び事業報告書を添付し、提出しなければならない。

2 前項の実績報告書は、当該事業完了後10日以内(10日以内に交付決定に係る年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日まで)に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は額の確定後、障がい者団体からの請求により交付する。ただし、補助金の目的及び内容により必要があると認められる場合は、概算払によることができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の精算)

第13条 概算払を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

(財産の処分の制限)

第14条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で

定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(終期)

第16条 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき請求された補助金の交付に関しては、同日以後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 別表に掲げる「体育大会事業費」については、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第6条関係）

項目	加盟団体補助基準額	連合会補助基準額
事務費	市長が必要と認めた経費の1/2の額以内。ただし、会員数が500人以上の加盟団体については補助額が281,000円を、400人以上の加盟団体については231,000円を、300人以上の加盟団体については181,000円を、200人以上の加盟団体については131,000円を、100人以上の加盟団体については81,000円を、50人以上の加盟団体については56,000円を、50人未満の加盟団体については31,000円を超えないものとする。	市長が必要と認めた経費の1/2の額以内。ただし、補助額が190,000円を超えないものとする。
事業費	市長が必要と認める経費に対し、次に掲げる方法により算出された補助金額の合算額 (1) 市長が必要と認めた経費（障がい別専門部会の事業に係るものを除く）の1/2の額以内。ただし、会員数が500人以上の加盟団体については補助額が345,000円を、400人以上の加盟団体については295,000円を、300人以上の加盟団体については245,000円を、200人以上の加盟団体については195,000円を、100人以上の加盟団体については145,000円を、50人以上の加盟団体については120,000円を、50人未満の加盟団体については95,000円を超えないものとする。 (2) 障がい別専門部会の事業にかかるもので市長が必要と認めた経費の1/2の額以内ただし、100,000円を超えないものとする。	市長が必要と認めた経費の1/2の額以内。ただし、補助額が570,000円を超えないものとする。
負担金等	上部団体等への負担金にかかるもので市長が必要と認めた経費の1/3の額以内。ただし、会員数に500円を乗じた金額を上限とする。	
バリアフリーマップ運用管理費		バリアフリーマップの運用管理にかかるもので、市長が必要と認めた経費の1/2の額以内。ただし、290,000円を超えないものとする。
体育大会事業費	「東海聴覚障害者体育大会」にかかるもので会場使用料に関する経費として、558,000円を超えないものとする。	